

平成29年9月15日

第1回中部ブロック居住支援協議会に係る勉強会

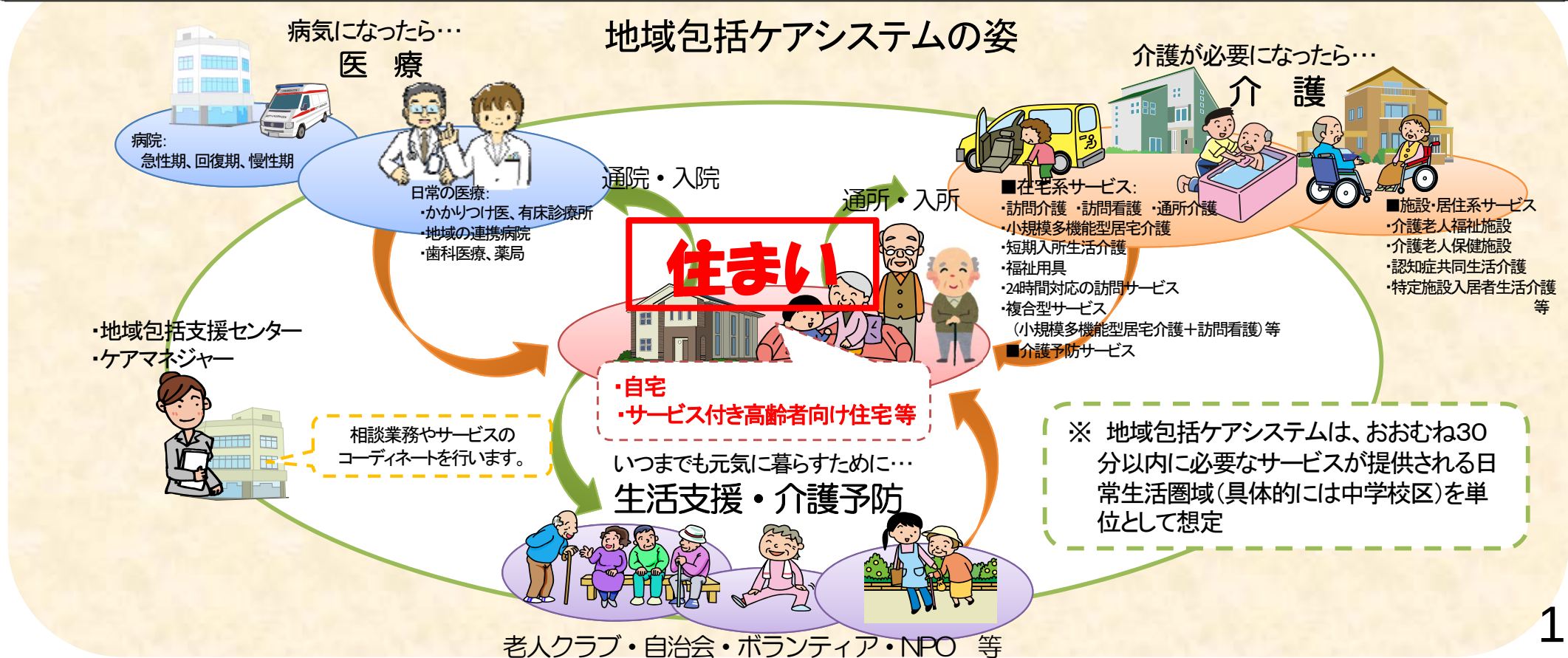


東海北陸厚生局 説明資料

健康福祉部 地域包括ケア推進課

地域包括ケアシステムの構築について

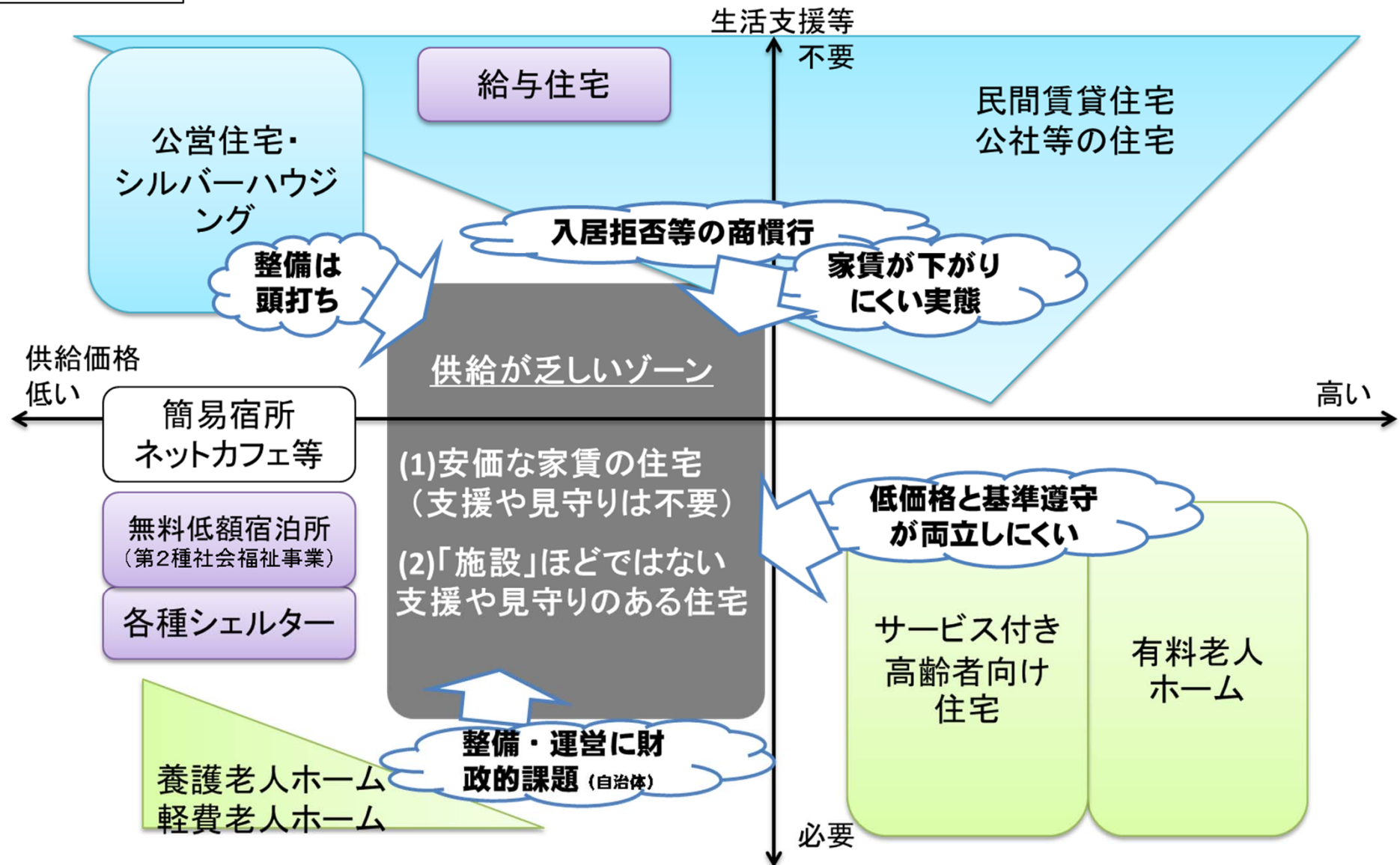
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



居住に関する資源を巡る課題

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第3回）（H29.6.27）」資料
以下 P5 まで同じ

平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者等の支援のあり方に関する調査研究」報告書
（株式会社野村総合研究所）より



居住に関する資源を巡る課題への対応状況

- 居住に関する資源を巡る課題については、新住宅セーフティネットにより制度的対応がなされ、今後、実効性のある施行に向けて、引き続き福祉・住宅行政の連携を深めていく必要。
- 一方、施設ほどではない支援や見守りの提供については、各地で先進的な取組がなされている状況。

1. 安価な
家賃の住
宅の確保

新住宅セーフティネットによる対応

- 生活困窮者の入居を拒まない賃貸住宅を「登録住宅」とし、そのうちの「専用住宅」については①改修費の補助や②家賃債務保証料・家賃の低廉化の補助を実施。
- 住宅の形態としては、戸建ての空き家を改修したシェアハウスや、例えばアパート一棟を借り上げての集住型等、様々な形をとることが可能な枠組みとなった。

2. 入居支
援の強化

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人を都道府県が指定し、登録住宅の情報提供、入居相談等を行う。国はこうした居住支援活動に支援を実施。
- これまで各地の福祉関係者が独自に行ってきた活動が、法的な位置づけを得られる枠組みとなった。

3. 家賃債
務保証の
円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加。
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施。

4. 施設ほ
どではない
支援や見
守りの提供

- 制度的な対応としては、高齢者については地域支援事業でカバーしうる枠組みとなっているものの、高齢者以外も含めて存在する支援ニーズ全体への包括的な対応とはなっていない。
- 各地で先進的な取組事例が展開されているが、それらには共通する要素が見られる(次ページ)。

「施設ほどではない支援や見守り」を提供している事例

NPO法人ふるさとの会による取組（墨田区・台東区）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



共同リビング

共同リビング・サロン

共同リビングやサロンを運営する職員が居場所づくり・仲間づくり・同居者同士のトラブルミーティングや相談支援を担う。

※居住支援を受ける人が生活支援の担い手として就労する側面もある

社会福祉法人偕生会による「地域善隣事業」（低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業）の取組（豊後大野市）

戸建ての空き家を活用



シェアハウスでの同居

養護老人ホームの職員が食事の提供や地域住民との関係づくりを担う。また、同居者同士の互助でできることを見極める。

NPO法人抱樸による取組（北九州市）

地域に点在するアパート・戸建ての住宅に居住する人に対して支援



（互助会運営委員会の様子）

自立者同士の「互助会」・ボランティアセンター

自立生活サポートセンターが居宅設置後の自立生活を支援し、互助会やボランティアセンターが自立者・ボランティアによる行事運営や行事カレンダー訪問配布、相互のお助け活動をコーディネートする。

ナガヤタワーにおける取組（鹿児島市）

通常の民間マンション（6階建て・1R～2LDK）



共同リビング・台所・風呂

共同生活の調整役として、相談員が交流企画（食事会やサークル活動等）を担う。

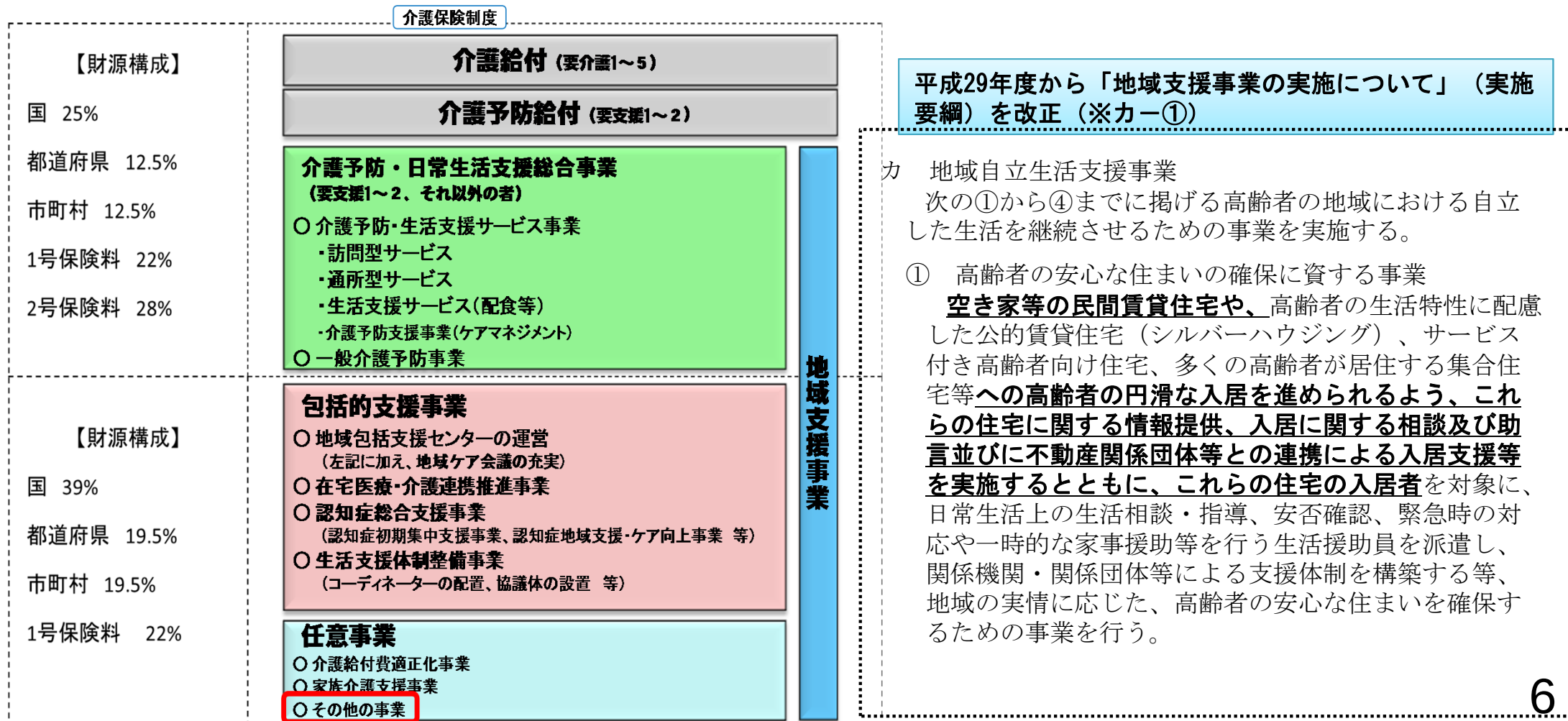
低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業の実施主体等

～いずれの地域でも支援団体、関係機関、住民、行政等によるネットワークが構築されている～

	自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)		自治体	ネットワーク(プラットフォーム)の構成機関・事業者等、生活支援・見守り等の実施主体(下線)
1	北海道 本別町	総合ケアセンター、地域包括支援センター、 町居住支援協議会 、企画振興課、建設水道課、 <u>町社会福祉協議会</u>	8	静岡県 浜松市	市民協働・地域政策課、地域包括支援センター、長寿保険課、市・区社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人
2	岩手県 雫石町	総合福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、民生委員、町社会福祉協議会、地域整備課(空き家対策担当)、町内高齢者施設連絡協議会、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>	9	京都府 京都市	市居住支援協議会 (市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会、市老人福祉施設協議会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、府不動産コンサルティング協会、住宅供給公社)、 <u>市老人福祉施設協議会が公募・選定した社会福祉法人</u>
3	宮城県 岩沼市	介護福祉課、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、民生委員、大手コンビニエンスストア、JA、生協、社会福祉法人、 <u>公益社団法人</u>	10	奈良県 天理市	介護福祉課、地域包括支援センター、不動産業者、 <u>社会福祉法人</u>
4	秋田県 横手市	高齢ふれあい課、民生委員、市社会福祉協議会、医療・介護サービス事業者、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、建築住宅課、生活環境課、県宅地建物取引業協会、 <u>複数の社会福祉法人</u>	11	福岡県 福岡市	福祉・介護予防課、住宅計画課、 市居住支援協議会 、不動産会社、支援団体、 <u>市社会福祉協議会</u> ※社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、相談者に対して支援団体が提供するサービスの組み合わせを提案
5	埼玉県 和光市	長寿あんしん課、福祉政策課、市内地域包括支援センター、介護サービス事業者、市内不動産事業者、NPO法人等	12	福岡県 大牟田市	長寿社会推進課、地域包括支援センター、 市居住支援協議会 、障害者相談支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、建築住宅課、不動産仲介業者、 <u>NPO法人</u>
6	神奈川県 横浜市	福祉保健課、福祉保健センター、地域包括支援センター、区社会福祉協議会、県高齢社会課、住宅供給公社、 <u>社会福祉法人</u>	13	福岡県 うきは市	保健課、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉法人連絡協議会、介護サービス事業連絡会、ボランティア連絡協議会、ふれあいセンター・福祉部連絡会、住環境建設課、不動産会社、 <u>市社会福祉協議会</u>
7	神奈川県 川崎市	地域包括ケア推進室、住宅整備推進課、 市居住支援協議会 、小規模多機能型居宅介護事業所を運営する <u>NPO法人</u> 、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援を行っている企業組合	14	大分県 豊後大野市	高齢者福祉課、地域包括支援センター、医療機関(市民病院)、民生委員、自治委員、 <u>社会福祉法人(養護老人ホーム)</u>

①地域支援事業等の活用による全国展開

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っているが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っていく。
- 具体的には、地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行う。



参考資料

- 地域ケア会議
- 福祉サイドから見て居住支援協議会に期待
- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

(参考) 地域ケア会議に関する介護保険法上の位置づけ

1. 市町村が「地域ケア会議」を設置し、高齢者への適切な支援及び支援体制に関する検討を行うことを規定

- 市町村が包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のため「地域ケア会議」を置くよう法律に明記。
- 地域ケア会議を設置し、個別ケースの検討と地域課題の検討の両方を行うものであることを法律に明記。

(介護保険法115条の48第1項、第2項)

2. 地域ケア会議関係者からの協力を得やすい体制に

- 関係者の出席や資料・情報の提供など地域ケア会議の円滑な実施が可能に。

(介護保険法115条の48第3項・第4項)

3. 関係者への守秘義務を課すこと

- 関係者に対して法律上の守秘義務を課すことで、地域ケア会議で個別事例を扱うことに対して、利用者や家族からの理解が得やすくなる。
- 参加者による情報交換等が円滑に行われるようになる。

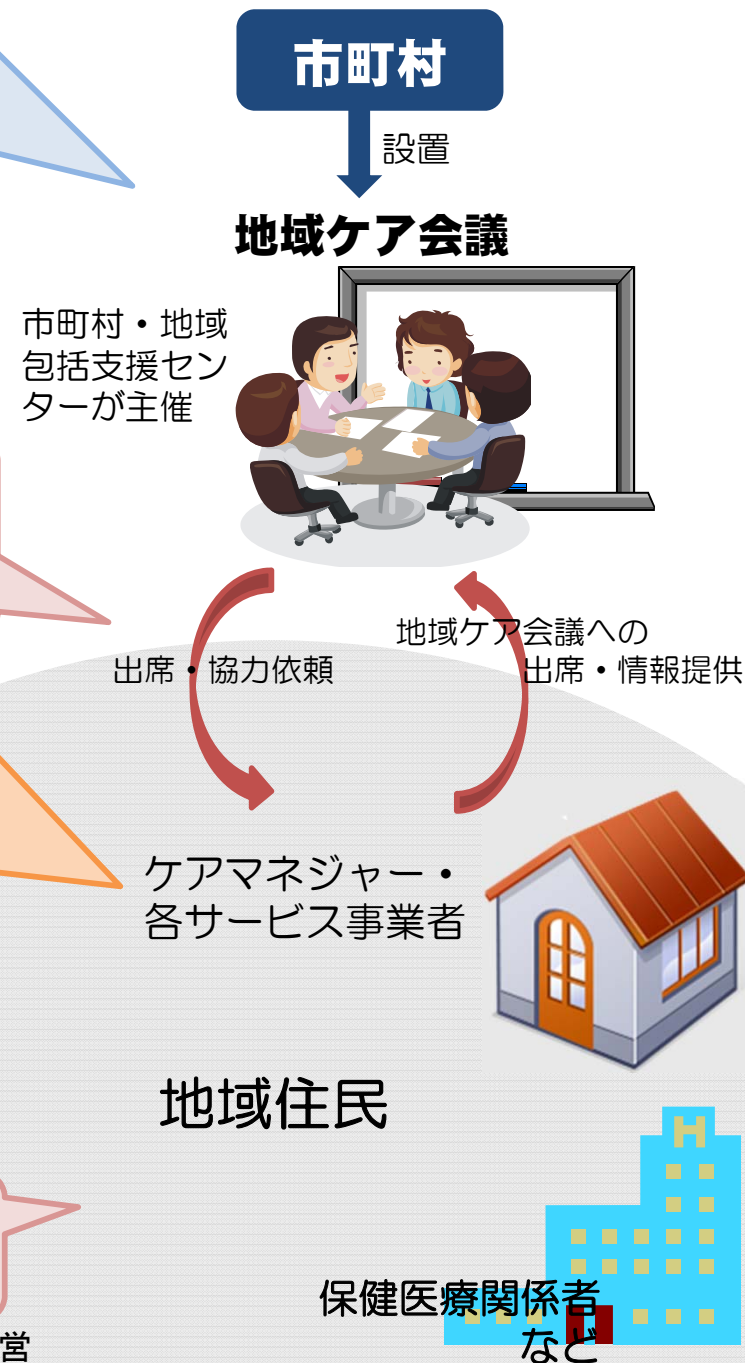
※守秘義務違反の場合は一年以下の懲役・百万円以下の罰金。

→参加者に、守秘義務の取扱に関する周知が必要

(介護保険法115条の48第5項、205条2項)

4. 具体的な会議の運営について市町村・地域包括支援センターにおいて従前どおり柔軟に行うことができる。

※上記の他、市町村は地域包括支援センターの運営に係る方針の提示の中で、地域ケア会議の運営方針についても規定している。(法第115条の47第1項、施行規則第140条の67の2)



(参考)「地域ケア会議」の5つの機能

機能

個別ケースの検討

地域課題の検討

個別課題
解決機能

ネットワーク
構築機能

地域課題
発見機能

地域づくり・
資源開発
機能

政策
形成
機能

地域包括
ケアシステムの実
現による
**地域住民の
安心・安全と
QOL向上**

- 地域包括支援ネットワークの構築
- 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識
- 住民との情報共有
- 課題の優先度の判断
- 連携・協働の準備と調整

- 潜在ニーズの顕在化
 - ・ サービス資源に関する課題
 - ・ ケア提供者の質に関する課題
 - ・ 利用者、住民等の課題 等
- 顕在ニーズ相互の関連づけ

- 需要に見合ったサービスの基盤整備
- 事業化、施策化
- 介護保険事業計画等への位置づけ
- 国・都道府県への提案

- 自立支援に資するケアマネジメントの支援
- 支援困難事例等に関する相談・助言
- ※ 自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を蓄積
- ※ 参加者の資質向上と関係職種の連携促進
→ サービス担当者会議の充実

- 有効な課題解決方法の確立と普遍化
- 関係機関の役割分担
- 社会資源の調整
- 新たな資源開発の検討、地域づくり

自助・互助・共助・公助を組み合わせた地域のケア体制を整備

個別事例ごとに開催

日常生活圏域ごとに開催

市町村・地域全体で開催

個別事例の課題解決を蓄積することにより、地域課題が明らかになり、普遍化に役立つ

市町村レベルの検討が円滑に進むよう、圏域内の課題を整理する

地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市町村レベルの対策を協議する

検討結果が個別支援に
フィードバックされる

《主な構成員》

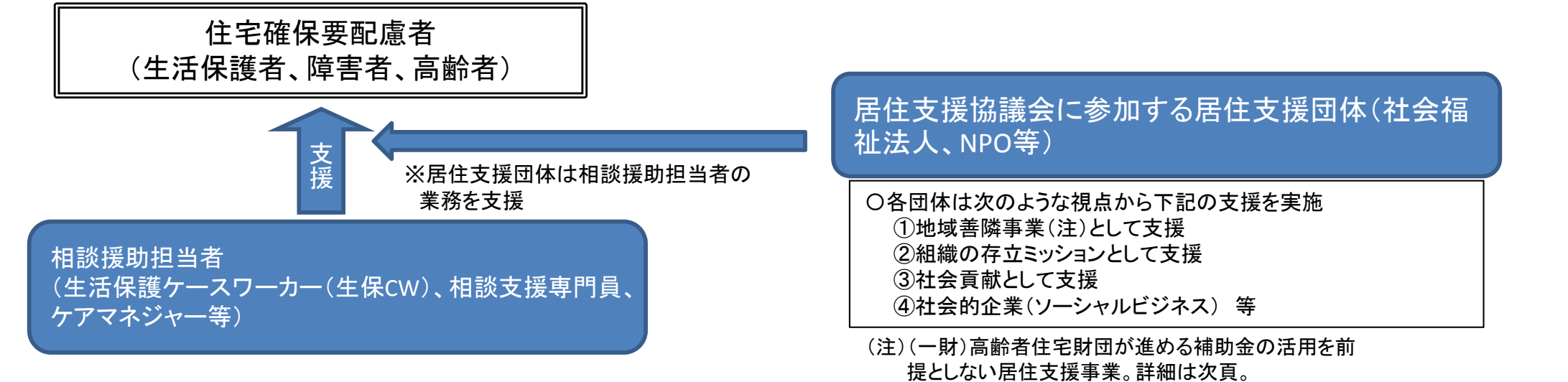
- ・ 医療・介護の専門職等
医師、薬剤師、PT、OT 等
- ・ 地域の支援者
自治会、民生員、ボランティア 等
- ※ 地域ケア会議の参加者や規模は、検討内容によって異なる。

具体的内容

規模・範囲・構造

(参考)福祉サイドから見て居住支援協議会に期待出来ること

- 相談援助担当者の住宅確保に関する悩みは多い。交渉先も多く時間もかかり、一人で解決するのは大変。
- 居住支援団体のミッションは相談援助担当者の悩みと同一ベクトル。
- 居住支援協議会の下、居住支援団体と連携することにより、**業務の効率化のみならず支援の質も向上。**



相談援助担当者の住宅確保に関する悩み(例)	悩みに応える居住支援団体が行う支援(例)
ホームレスの人にはアパートなかなか貸してくれないよなあ(生保CW)	身元保証、生活再建、就労支援
アパート一人暮らしのアルコール依存症の人、若いんだけどトラブルメーカーだから大家さんも大変だなあ(生保CW)	見守り、トラブル仲裁、就労支援
障害者の地域生活移行させたいけど、GHやってくれる大家さんいらないかなあ(相談支援専門員)	大家さんから一括借り上げてサブリース、地域の理解促進
精神障害者だけど服薬管理しっかりすれば問題なく一人暮らし出来るんだけどなあ(相談支援専門員)	服薬管理、地域の理解促進
まもなく退院のAさん、見守りと介護サービス利用で一人暮らし出来るんだけどなあ(ケアマネ)	日頃の見守り、生活支援、地域との交流から介護サービス利用まで幅広く寄り添い型の支援を提供

ではどうすれば実現できるか。何をすれば良いか。

(参考)福祉サイドから見て理想的な居住支援協議会

第1ステージ

進化

第2ステージ

居住支援協議会は第2ステージに入った時、真価が発揮される。

(支援内容)

- 要配慮者受け入れ物件・協力不動産店の紹介・あっせん
- 家賃債務保証 程度まで

(活動対象)

自活できる要配慮者
に留まる



居住支援団体→少ない

福祉部局に恩恵

(活動対象)

支援が必要な
要配慮者^(注)に拡大



居住支援団体→多い

(注)福祉施設等の入所者、病院等の入院患者除く

(支援内容)

- 生活支援・トラブル仲裁
- 見守り・緊急通報サービス
- 福祉系サービス
- 死後サービス 等幅広く

福祉部局に恩恵

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住） について、少しふれさせていただきます

サービス付き高齢者向け住宅における 医療・介護連携推進について

住宅部局と福祉部局等の関係部局が十分に連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅と地域の医療・介護サービス等との適切な連携の確保に向けた取組の強化。

○サービス付き高齢者向け住宅整備事業における市町村の意見聴取手続きによる医療・介護サービスの連携の推進

- ・入居者が必要とするサービスを提供できる医療・介護サービス事業所が地域に存在すること
- ・特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由を確保

○サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護サービスとの連携に関する登録基準の設定等

- ・保健医療サービスや福祉サービスとの連携に関する登録基準を設定することも可能
- ・医療・介護サービスを自由に選択できる機会が確保された上で、サービス付き高齢者向け住宅において医療・介護サービスとの連携が図られることが重要

（平成29年8月28日付け 厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知より 抜粋）

サービス付き高齢者向け住宅の概要（厚生労働省・国土交通省共管）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（改正法：公布 H23.4.28／施行H23.10.20）

1. 登録基準

（※有料老人ホームも登録可）

《ハード》

- ・床面積は原則25㎡以上
- ・構造・設備が一定の基準を満たすこと
- ・バリアフリー（廊下幅、段差解消、手すり設置）

《サービス》

- ・サービスを提供すること（少なくとも**安否確認・生活相談サービス**を提供）
[サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]

《契約内容》

- ・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないなど、居住の安定が図られた契約であること
- ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと
- ・前払金に関して入居者保護が図られていること
（初期償却の制限、工事完了前の受領禁止、保全措置・返還ルールの明示の義務付け）

登録戸数：220,611戸
（平成29年8月31日現在）

2. 登録事業者の義務

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止
- ・契約に従ってサービスを提供すること

3. 行政による指導監督

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示
- ・指示違反、登録基準不適合の場合の登録取消し

【サービス付き高齢者向け住宅のイメージ図】

